

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（条文別）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
第1章	総 則		第1章	総 則
第1条	(目的)	2	第1条	(目的)
第2条	(定義)	5	第2条	(定義)
第2章	許 可		第2章	許 可
第3条	(不動産特定共同事業の許可)	34	第3条	(不動産特定共同事業の許可)
第4条	(許可の条件)	39	第4条	(許可の条件)
第5条	(許可の申請)	41	第5条	(許可の申請)
第6条	(欠格事由)	57	第6条	(欠格事由)
第7条	(許可の基準)	66	第7条	(許可の基準)
第8条	(変更の許可)	92	第8条	(変更の許可)
第8条の2	(許可換えの場合における従前の許可の効力)	97	第8条の2	(許可換えの場合における従前の許可の効力)
第9条	(変更の認可)	100	第9条	(変更の認可)
第10条	(変更の届出)	106	第10条	(変更の届出)
第11条	(廃業等の届出)	113	第11条	(廃業等の届出)
第12条	(不動産特定共同事業者名簿)	117	第12条	(不動産特定共同事業者名簿)
第13条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)	120	第13条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)
第3章	業 務		第3章	業 務
第14条	(業務遂行の原則)	126	第14条	(業務遂行の原則)
第15条	(名義貸しの禁止)	128	第15条	(名義貸しの禁止)
第16条	(標識の掲示)	130	第16条	(標識の掲示)
第17条	(業務管理者)	132	第17条	(業務管理者)
第18条	(広告の規制)	150	第18条	(広告の規制)
第19条	(事業実施の時期に関する制限)	159	第19条	(事業実施の時期に関する制限)
第20条	(不当な勧誘等の禁止)	161	第20条	(不当な勧誘等の禁止)
第21条		163	第21条	
第21条の2	(金融商品取引法の準用)	168	第21条の2	(金融商品取引法の準用)
第22条	(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)	175	第22条	(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)
			第22条の2	(勧誘における告知)
第23条	(約款に基づく契約の締結)	177	第23条	(約款に基づく契約の締結)
第24条	(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)	179	第24条	(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)
第25条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)	191	第25条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)

* 平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（条文別）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
第26条	（書面による解除）	199	第26条	（書面による解除）
第26条の2	（自己取引等の禁止）	202	第26条の2	（自己取引等の禁止）
第26条の3	（特例事業者から委託された業務の再委託の禁止）	205	第26条の3	（特例事業者から委託された業務の再委託の禁止）
第27条	（財産の分別管理）	207	第27条	（財産の分別管理）
第28条	（財産管理報告書の交付等）	210	第28条	（財産管理報告書の交付等）
第29条	（書類の閲覧）	215	第29条	（書類の閲覧）
第30条	（事業参加者名簿）	219	第30条	（事業参加者名簿）
第31条	（秘密を守る義務）	223	第31条	（秘密を守る義務）
			第31条の2	（電子取引業務に関する特則）
第4章	監 督		第4章	監 督
第32条	（業務に関する帳簿書類）	226	第32条	（業務に関する帳簿書類）
第33条	（事業報告書の提出）	230	第33条	（事業報告書の提出）
第34条	（指示）	232	第34条	（指示）
第35条	（業務停止命令）	237	第35条	（業務停止命令）
第36条	（許可の取消し）	243	第36条	（許可の取消し）
第37条	（業務管理者の解任命令）	247	第37条	（業務管理者の解任命令）
第38条	（監督処分公告）	250	第38条	（監督処分公告）
第39条	（指導等）	252	第39条	（指導等）
第40条	（立入検査等）	253	第40条	（立入検査等）
第4章の2	特例事業者		第4章の2	特例事業者
第40条の2		258	第40条の2	
			第5章	小規模不動産特定共同事業者
			第1節	登録
			第41条	（小規模不動産特定共同事業の登録）
			第42条	（登録の申請）
			第43条	（登録簿への登録）
			第44条	（登録の拒否）
			第45条	（登録換えの場合における従前の登録の効力）
			第46条	（変更の登録）
			第47条	（変更の届出）
			第48条	（廃業等の届出）

*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（条文別）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
			第49条	（小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧）
			第2節	業務
			第50条	
			第3節	監督
			第51条	（指示）
			第52条	（業務停止命令）
			第53条	（登録の取消し）
			第54条	（業務管理者の解任命令）
			第55条	（登録の失効）
			第56条	（登録の抹消）
			第57条	（監督に関する規定の準用）
			第6章	特例事業者
			第58条	
			第7章	適格特例投資家限定事業者
			第59条	（適格特例投資家限定事業の届出等）
			第60条	（業務等に関する規定の適用）
			第61条	（監督）
第5章	不動産特定共同事業協会		第8章	不動産特定共同事業協会
第41条	（不動産特定共同事業協会）	274	第62条	（不動産特定共同事業協会）
第42条	（名称の使用の制限）	277	第63条	（名称の使用の制限）
第43条	（苦情の解決）	278	第64条	（苦情の解決）
第6章	雑 則		第9章	雑 則
第44条	（許可の取消し等に伴う業務の結了）	282	第65条	（許可又は登録の取消し等に伴う業務の結了）
第45条	（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）	285	第66条	（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）
第46条	（信託会社等に関する特例）	292	第67条	（信託会社等に関する特例）
第46条の2	（適用の除外）	308	第68条	（適用の除外）
第47条		311	第69条	
第48条	（宅地建物取引業法の規定の不適用）	313	第70条	（宅地建物取引業法の規定の不適用）
第48条の2	（申請書等の経由）	314		
			第71条	（都道府県知事への通知）
第48条の3	（事務の区分）	316	第72条	（事務の区分）

* 平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（条文別）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
第49条	(主務大臣等)	317	第73条	(主務大臣等)
第49条の2	(財務大臣への資料提出等)	323	第74条	(財務大臣への資料提出等)
第50条	(主務省令への委任)	325	第75条	(主務省令への委任)
第51条	(経過措置)	327	第76条	(経過措置)
第7章	罰 則		第10章	罰 則
第52条		330	第77条	
第52条の2		331	第78条	
第52条の3		332	第79条	
第53条		333	第80条	
第53条の2		334	第81条	
第54条		336	第82条	
第55条		337	第83条	
第56条		339	第84条	
第57条		341	第85条	
第58条		342	第86条	
第59条		343	第87条	
第8章	没収に関する手続等の特例		第11章	没収に関する手続等の特例
第60条	(第三者の財産の没収手続等)	350	第88条	(第三者の財産の没収手続等)
第61条	(没収された債権等の処分等)	353	第89条	(没収された債権等の処分等)
第62条	(刑事補償の特例)	355	第90条	(刑事補償の特例)
	【資料】			【資料】
	不動産特定共同事業法施行規則別記様式	357		不動産特定共同事業法施行規則別記様式
	主要参考文献	425		主要参考文献
	事項索引	427		事項索引
	筆者略歴	428		筆者略歴

*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。